

更生保護 つちうら

第83号

発行者
土浦地区保護司会

HP <https://tsuchiogoh.com/>



土浦地区
保護司会
HP
にアクセス



霞ヶ浦八景

「大岩田秋月」

水郷公園湖畔から。灯りが見える岬は崎浜（加茂）

撮影場所：土浦市

撮影者：土浦市文化財愛護の会写真部
磯山悦夫氏

○高瀬船2

霞ヶ浦

高瀬船で土浦から霞ヶ浦・利根川・江戸川を経由して江戸まで行くのに1週間、早ければ3日で着きました。しかし、風任せの航路は1週間以上、場合によっては1ヵ月かかったこともありましたが、早いと運賃を割り増しして貰えましたが、いくらなんでも1日では行けませんので、その間、陸上の宿に泊まることはほとんどなく、船上で寝起きしていました。そのため高瀬船には「セイジ」と呼ばれる船員が寝泊まりする部屋が設けられ、布団も用意されていました。また、釜や瓦竈（かわらくど）瓦材でつくられたかまどなどの炊事道具も積み込まれ、飲料水や煮炊きなどの生活用水は湖や川の水を使っていました。夜は航行できないので河岸に停泊していましたが、明治に入ると高瀬船を改造した「湯船（風呂と座敷を備えた船の銭湯）」も作られるようになり、乗組員に重宝がられていました。

高瀬船には小さな船で2〜3人、大きな船だと6〜7人が乗り組んでいました。

川口河岸からは年貢として集まってきた米や醤油などが出荷されましたが、手野河岸からは薪炭、材木などが出荷されています。田村や沖宿の台地にあった雑木林から採れた木材です。面白いのは白が出荷されていることです。昔は冠婚葬祭、何かあれば必ず餅をつきました。そのため白は各家庭の必需品です。手野河岸から大量の白が江戸に送られています。江戸の餅を霞ヶ浦沿岸の雑木林が支えていたのです。

最近の動きについて



水戸保護観察所長 宮澤 由紀

土浦地区保護司会の皆様には、更生保護についての深い御理解の下、日頃から処遇活動や地域活動に多大な御尽力をいただき、ありがとうございます。

本年4月に水戸保護観察所に参りました。茨城県での勤務はこれが初めてで、これまで筑波山登山や大洗のあんこう鍋のみの御縁でした。机上に保護区ごとに色分けされた地図を置き、毎日眺めて、そろそろ減退している記憶力に鞭を打って、まずは県内の全体像の把握に努めています。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

さて、本年6月、刑事司法の分野では法改正等により様々な変更がありました。この機会に、皆様に、特に私たちの業務に関連の深い変更点を紹介したいと思います。

「拘禁刑」の創設

一つは、既にお聞き及びの方が多いと思いますが、「拘禁刑」の導入です。

「拘禁刑」は、刑法で定められています。改正前は、「懲役は、刑事施設に拘留して所定の作業を行わせる」となっていました。これが改正により「拘禁刑は刑事施設に拘留する」「拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図る

ため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる」となりました。懲役では作業が刑の本質的要素であり、どの受刑者も作業に一定の時間を割く必要があったため、個々の受刑者の特性に応じて、改善更生や社会復帰のために必要な作業や指導を柔軟に行うことができるようにする趣旨で拘禁刑が導入されました。入所者の特性を把握するためのアセスメント機能も強化され、これまで行われていた就労支援や福祉の支援などの社会復帰支援についても引き続き充実が図られます。

矯正処遇と保護観察処遇は、例えば、性犯罪をした者や薬物依存のある者に対するプログラム等を双方で実施していることなどから、その情報共有・連携は近年特に重視されてきました。矯正処遇が、いわば懲らしめから教育的な処遇へと力点をシフトしたことは、矯正処遇（施設内処遇）と保護観察処遇（社会内処遇）のギャップをより一層埋めることになるのではないかと思います。受刑者が刑務所内で罪と向き合いつつ、社会復帰に向けて得てきた学びを社会内で生かせるよう、私たち保護観察を実施する側も意識をしておく必要があります。

執行猶予制度の拡充

次に、執行猶予制度の拡充に関する改正についてです。特に保護観察と関連の深いもののみ取り上げます。

従前は、保護観察付の刑の全部の執行猶予（以下「保護観察付全部猶予」）の期間中に再犯をした場合は、再度の執行猶予を言い渡す

ことはできず実刑となりましたので、保護観察付全部猶予は実刑の一手前、受刑にリーチがかかっているとでも言うべき状態でした。しかし、保護観察付全部猶予期間中に再犯をする人の中には、実刑にするよりも改めて保護観察を受けて社会内処遇を継続する方が、その改善更生に資する場合もあり得ます。そこで、今般の改正により、保護観察付全部猶予の言渡しを受けた人のうち一部の人（執行猶予が初度目だった人）については、再犯をした場合でも、再度保護観察付全部猶予の言渡しをすることが可能になりました。

この場合、再犯事件の裁判では、再犯に至るまでの保護観察の状況なども踏まえて、本人の改善更生・再犯防止のためには刑務所に入った方がよいのか、再度の保護観察がよいのかなどが検討されるものと思われます。

そのため、これまでの保護観察の状況や、今後保護観察を続けた場合に保護観察が奏功するか、吟味されることになると思います。

また、再度の保護観察の開始に当たっては、保護観察中に再犯した人であることを踏まえ、保護観察所から少年鑑別所に専門的な鑑別を依頼することなどにより、再犯に至った要因を的確に把握することになっています。

おわりに

昨今は、様々な声を受けて制度改正が頻繁に行われており、やや難解なものもあるので、皆様と共に理解を深め、世の中の期待に応えていければと思います。

令和7（2025）年度 総会

期日 令和7年4月19日（土）
場所 霞ヶ浦環境科学センター

真夏日を思わせる暑さの中、会場の環境科学センターの周辺には、翌日の霞ヶ浦マラソンに備え、幟旗やテントの用意がされていました。

令和7年度総会は定刻の10時に、大森雅之総務部長の司会により始まりました。佐野欽一副会长の開会のことば、石毛一美会長の挨拶の後、来賓としてご臨席いただきました宮澤由紀水戸保護観察所長、宮嶋 謙かすみがうら市長、小林 勉土浦市副市長より、それぞれ御祝辞を頂戴いたしました。

佐野欽一副会长による来賓紹介、萩原利喜一會計による出席人報告（会員63名中出席54名、委任状提出者7名）の後、議長に久家健一保護司が選出され、議事に入りました。まず、大森雅之総務部長より令和6年度事業報告が、井坂雄祐會計より収支決算報告が、仲田恒雄監事より監査報告がなされ、報告通り承認されました。



小泉光正新会長

次いで役員改選に移り、樋戸崇雄役員選考委員会副委員長より令和7・8年度役員案が提示され、委員 会原案通り、小泉光正会長以下新役員が選任されました。

小泉会長が新役員を代表し

て、「4年間務められた石毛会長のようになれるかどうか不安もありますが、皆様のお力をお借りして、精一杯務めてまいりますので、よろしくお願い致します。」と、就任の挨拶を述べられました。

続いて中山千郷総務部長から令和7年度事業計画案が、井坂會計より収支予算案の提案があり、審議のうえ、原案通り承認されました。

議長解任の後、石毛一美前会長が前役員を代表して、退任の挨拶をされ、会員及び関係者へ感謝の思いを伝えられました。



石毛一美前会長

最後に大森雅之サポートセンター運営委員長が、本年度各部会員の担当者の確認をされ、根本健司賛助会担当

からは賛助会の概要と協力依頼がなされ、下村利充副会長の開会のことばで総会は終了しました。

令和7年度役員

顧問
会長
副会長
同

石毛 一美
小泉 光正
佐野 欣一
下村 利充

サポートセンター運営委員長 大森 雅之
同 副運営委員長 瀧ヶ崎孝子

理事

一中地区 佐野欣一 松井泰壽 柴沼正弘

二中地区 小泉 光正

三中地区 下村 利充

四中地区 井坂 雄祐

五中地区 中山 千郷

六中地区 三浦由美子

都和中地区 渡邊 義之

新治中地区 森川 晃

霞ヶ浦中地区 萩原利喜一

下稻吉中地区 宮本 良之

千代田中地区 大森 雅之

千代田中地区 瀧ヶ崎孝子

監事 榎戸 崇雄

同 来栖 孝

同 中山 千郷

同 柴沼 正弘

同 圓城寺賢一

同 松浦 恵子

同 下平 恵子

同 岩田 敏

同 神林 博

同 富田耕太郎

同 森川 晃

同 宮本 良之

同 松井 泰壽

同 福島 新樹

同 根本 健司

同 大曾根隆司

同 井坂 雄祐

同 萩原利喜一

令和7年度 第1期地域別定例研修会

期 日 令和7年6月13日(金)
場 所 新治地区公民館
テーマ 「面接について」
参加者 42名

講 師 泉谷 淳 主任官

総務部・研修部・犯罪予防部からの諸連絡の後、圓城寺賢二研修部長の司会で開会し、下村利充副会長の開会の言葉に続いて研修に移りました。

1 研修のねらい

保護観察における指導監督及び補導援護は、保護観察を行う保護観察官や保護司と保護観察対象者との接触を通して実施されます。

更生保護法第50条(一般遵守事項)第1項第2号イには「保護観察官又は保護司の呼び出し又は訪問を受けたときは、これに応じ、面接を受けること。」が、同法第57条(指導監督の方法)第1項第1号には、「面接その他の適当な方法により保護観察対象者と接触を保ち、その行状を把握すること。」が、それぞれ規定されています。そのため、「保護観察は、面接に始まり面接に終わる。」と言われるほど、保護観察指導において、面接は不可欠なものとなっています。面接なくして保護観察対象者との信頼関係の形成や、指導監督・補導援護ができないことは言うまでもありません。

面接は、単なる日常会話とは異なり、一定の明確な目的をもった会話です。そのため、面接を通じてより一層対象者を理解し、改善更生に

向けての動機付けを確実にするため、基本的な理論や技法を習得することが求められています。

今回の研修では、面接の基本及び面接技法や、Q&Aを通じ、面接の進め方について学びます。

2 講義

(1) 面接の目的

面接の目的には、
①情報の収集、②情報の伝達・提供、
③信頼関係(ラポール)の形成、
④感情の吐露、情緒を安定させる、
⑤自己洞察が深くなる。態度や行動の変化、⑥指示、心理規制、行動規制などが挙げられますが、何より③の信頼関係の構築が重要だと思っています。「この人には何でも安心して話せる。」という安心と信頼がなければ、保護観察は成り立ちません。対象者の信頼を得ていくには、どのようにすればよいのかを考えさせられました。

(2) 初回面接

最初の面接では、保護司の「守秘義務」について、対象者にきちんと説明し、対象者の情報を決して他に明かさないこと、対象者が何を話しても大丈夫であることを、分かってもらう必要があります。その上で面接のルールや枠組みを確認しておきます。

(3) 接触の基本は面接

面接は来訪と往訪のいずれかで行われます。



泉谷主任官

いずれも対象者との位置関係は適切な距離を保って実施しなければなりません。L字形に座って行うのが、対象者との関係を良好に保てるようです。

往訪の利点は、部屋の様子などで、生活の状況が窺えることですが、異性との1対1の面接は避けるべきです。どうしても往訪が必要な場合は、対象者と同性の保護司に同席してもらう措置が必要です。

コロナ禍中は電話などで面接を代替しましたが、電話などはあくまで補助手段で、対面での面接が基本です。目と目を合わせて話さなければ、心情は伝わりません。

(4) 面接の技法

面接の技法として、①傾聴、②受容、③繰り返し(本人の言葉をもう一度繰り返してやる。本人が自分の話を聞いてくれていると感じ、主訴に近づける)、④質問、⑤支持(励まし)、⑥言い換え(相手の話を確認していく)、⑦明確化、⑧指示、⑨規制を与える、⑩自己開示の10項目が挙げられました。基本は「傾聴」と「受容」。「傾聴」とは、「よく聴くこと」で、そのために「繰り返す」「質問」「言い換え」「明確化」の技法が使われるのだと思いました。

しかし、「受容」とは何を受け入れるのか、しばらく考えさせられました。一週間ほどして、教員時代に聴いた茨城大学教育学部の正保春彦先生の講演を思い出しました。

先生によれば、人と人との関わりにおいて、時間の流れのどこにウェイトを置くかで、人への対し方は、以下の3つのパターンに分けられるとのことでした。

ホームページ開設 ICT委員会

(URL: <https://tsuchihogo.com>)

土浦地区保護司会は令和3年12月、茨城県保護司会連合会から「第1回ICT化推進のためのモデル指定地区」として「ながた地区」と共に選定されました。その際、4項目の取組を求められましたが、その中に「ホームページの作成開設」も挙げられていました。

令和4年度に入り、ICTに詳しい若手保護司による「ICT委員会」を立ち上げ、活動を本格化させました。そして、令和5年度からICT委員会がホームページの作成に取り組み、令和6年度末の3月28日に念願の開設に至りました。

ホームページには下記の各項目が設けられています。

○「お知らせ」

土浦地区保護司会の活動・行事紹介

○「土浦地区保護司会について」

会長挨拶、土浦地区保護司会のふるさと

○「保護司とは」

更生保護法人全国保護司連盟のホームページにリンク

○「広報誌『更生保護つちうら』について」

本誌や「更生保護いばらき」を掲載

○「社会を明るくする運動」

土浦地区保護司会ICT委員会では、常に新しい情報をお届けすること、そして時代に取り残されぬよう細心の注意を払って前進していきたいと考えています。皆さんから愛されるような情報をお届けしたいと思います。

①過去に起きたことを重視する(過去志向的傾向、検事)

②現在起きていることを重視する(現在志向的傾向、カウンセラー)

③未来に起きることを重視する(未来志向的傾向、教師)

このなかでカウンセラーは現在に特化した仕事で、相手のありのままを受け止め、指示も否定もなく、クライアント(相談者)の話を聴きながら今、ここでの感情に寄り添っていく。「今、ここで」を最も大切にし、認めていきます(心理学用語でエクステンディ心を広げる)。一方教師は「子どもたちの成長(心理学用語でアドバンス心を進める)」を目的としますから、当然未来を見つめていきます。親も子どもの成長を願うわけですから、教師と同じく未来志向型と言つてよいでしょう。

学校はアドバンス(子どもたちの成長)を目的とする組織ですから、生徒を指導激励するのは当然ですが、アドバンスについていけない子どもも少なくないことをわきまえておくべきのご指摘でした。特に問題を抱えた生徒、不登校や適応障害が見られる生徒には「エクステンド(今、ここを認める)」に重点をおいた指導を心掛ける必要があります。生徒を励ますにしても「頑張つてね(アドバンス)」よりも「頑張っているね(エクステンド)」のほうが効果的。「頑張つてね」では、「今まで頑張つてないから頑張れ」と受け取られてしまいます。「頑張っているね」は「今、ここにいる自分」をしつかり認めてもらっているという安心感を持つことができます。有名な写真家はシャッターを押すとき、ま

ずシャッターを押して「いいですね」と声を掛けてから、もう一枚撮るそうです。「笑つて」とは決して言わないそうです。これも「エクステンド」と「アドバンス」、今の姿を誉めることで、よりよい姿を引き出すテクニックでしょう。

私たち保護司は対象者の改善を願うあまり、どうしても「しつかりしろ、頑張れ」との声を掛けがちだと思います。しかし「今、ここで」を認めることが第一歩、これが「受容」ではないかと思いました。ちなみに、正保先生は「エクステンドは世界を救う」と結ばれました。

3 研修を終えて

私たちは対象者(特に未成年者)との面接で、こちらの話を一応聞いてはいるが、通じてはいないな、と感じることがしばしばあります。コミュニケーションの扉が開いていないのです。こうした状況を打開する(コミュニケーションの通路を開く)ためにはどうすればよいのか、皆さん方の経験談を聞きたかったと思いました。また、日本語があやふやな外国籍の対象者との面接をどのようにするか、精神障害を抱えた対象者への対応や留意点など、グループに分かれて、成功、失敗談、意見を聞ければ、参考になったのでは、と思いました。

(広報部 松井泰寿)

4 地区別ミニ集会の開催について
ミニ集会は、社会を明るくする運動の趣旨を広めるために、地域の皆様のご協力をいただき、開催するもので、犯罪や非行などをテーマに、市民一人ひとりが考える機会を提供し、運動に対する理解を深めてもらうことを目的としています。土浦地区保護司会では各中学校区ごとにミニ集会が開催されました。
一中地区 7月1日(火) 参加者27名
最初に土浦警察署奥村幸太郎生活安全課長より講話を頂戴しました。奥村課長は、安



キャンペーンに参加された方々



宮嶋 謙かすみがうら市長

心・安全な社会を作るためには、犯罪の総量抑制と関係機関と連携し、治安問題を社会全体で考えることが重要であると訴えられました。次に先生方からの各中学校内の状況報告、生徒たちの生活紹介などがなされ、保護司の方々から地区内の保護観察状況の報告がなされました。
二中地区 7月3日(木) 参加者45名
角田守生真鍋町交番所長より、地域の犯罪の現状と地域防犯、SNS詐欺とその防止方法、自転車等の交通安全、交番所の活用についてお話をいただき、その後、3グループに分かれての意見交換を行いました。
四中地区 7月7日(月) 参加者30名
土浦警察署生活安全課大河内亮太係長をお招きし、少年犯罪についてのお話を伺いました。土浦警察署管内では他のエリアよりも小中学生の犯罪が多いとのこと、その件についての質疑が多数出されました。



集会風景



大河内亮太係長



奥村幸太郎課長

5 薬物乱用防止教室
新治中地区では、7月7日(月)、土浦市立新治学園義務教育学校9学年生53名、教職員4名を対象に薬物乱用防止教室を開催しました。講師は岡元孝子保護司。新治地区の保護司4名も参加。(広報部)

千代田中地区 7月22日(火) 参加者29名
民生委員、児童委員、保護司、千代田義務教育学校教職員が、それぞれ現状と抱えている問題点を提起し、意見交換、情報交換がなされました。
都和中地区 7月3日(木) 参加者29名
飯村英夫新治都和交番所長より管内の犯罪の発生状況とその抑止について講話を頂戴しました。次いで保護司会、更生保護女性会、青少年相談員の活動状況が報告され、「自分達の町は自分達で守る」という機運を醸成し、明るい地域づくりに努めていくことが話し合われました。

六中地区 7月2日(水) 参加者43名
小菅英明荒川沖交番所長から管内における犯罪の発生状況とその防止策を話していただきました。事案は未施錠が多く、ガラス破りと合わせて8割に上り、上部補助錠、防犯フィルムは効果が大きいとのことでした。瀧修司保護司から保護観察状況の報告の後、三浦由美子保護司を座長に情報交換と話し合いが行われました。

五中地区 7月1日(火) 参加者28名
神谷忠彦神立交番所長より五中地区の犯罪状況、スマホによる詐欺の実状を話していただきました。保護観察対象者と協力事業主との関わりを記録したドキュメントビデオを視聴した後、話し合いに移りました。小中学生に向けてのスマホ教育に関しては、まず家庭での教育が不可欠との意見が多数出されました。

第75回「社会を明るくする運動」

「社会を明るくする運動」は、1951「昭和26」年から続く運動で、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする法務省主唱の全国的な運動です。
毎年、7月の強調月間を中心に年間を通じて行われ、今回で第75回を迎えます。

1 土浦市推進委員会

期日 令和7年5月27日(火) 10時
場所 土浦二中地区公民館
委員会は定刻10時に、土浦地区保護司会神林 博犯罪予防部副部長の司会で始まりました。最初に小泉光正土浦地区保護司会会長から小林 勉土浦市副市長(「社会を明るくする運動」土浦市推進委員会委員長安藤真理子市長代理)に内閣総理大臣メッセージが伝達されました。次いで小林副市長より挨拶を頂戴し、議事に入りました。議長を小林副市長にお願いをし、公開講演会等、令和6年度事業報告に続き、決算報告、会計監査報告、令和7年度事業計画案、予算案の審議がなされ、原案通り承認されました。
最後に土浦警察署生活安全課水野 薫係長の講話を拝聴しました。水野係長は土浦署管内の窃盗犯等発生状況、ニセ電話詐欺等の認知状況を詳述され、被害防



メッセージ伝達

2 かすみがうら市推進委員会
期日 令和7年6月26日(木) 16時
場所 かすみがうら市役所千代田庁舎
委員会は16時開会。石破茂首相からのメッセージビデオを視聴した後、総会に移りました。宮嶋 謙市長から挨拶を頂いた後、議事に入り、議案は総て提案通り承認されました。ついで、参加者による情報・意見交換を行い、7月4日(金)の街頭キャンペーンについての事務連絡があり、閉会となりました。



水野 薫係長

口コンコースやベデストリアンデッキに分かれて、通勤・通学の方々にキャンペーンを紹介するテッシュペーパーやバンドエイドを配布しながら、活動の啓発と運動への協力を呼びかけました。蒸し暑さの中でしたが、皆さんの元気な声が駅前に響いていました。
同じく神立駅では五中地区の方々が、荒川沖駅では三中地区の方々が、7時前より準備を進め、7時30分よりキャンペーンを行いました。乗車を急ぐ通勤通学の方々が、足を止めて、配布物を受け取ってください、中には激励の声を掛けて下さる方もおられました。



キャンペーンに参加された方々

かすみがうら市推進委員会では、7月4日(金)午後4時から千代田ショッピングセンターで、更生保護団体関係者30数名の皆さんが、買い物客にキャンペーン名入りのトート



安藤真理子土浦市長

学院は法務省所管の施設で、関東甲信越に静岡県を加えた地域の家庭裁判所から保護処分として送致された、主として16歳5か月以上20歳未満の少年で、義務教育を終了した者のうち、就労上、修学上、生活環境の調整上、社会適応上の問題がある者を収容し、社会適応を円滑に進めるための各種の指導を重点とした長期処遇（2年以内）による矯正教育を行っています。

学院では個人別矯正教育計画として、一人ひとりの教育プランが組まれ、各個の問題点を分析し、その問題点に対して、どのような内容の教育を受けさせるかを検討し、おおむね11カ月間の基本計画が立案され、処遇に生かされています。

標準教育期間はおおむね11カ月間で、平均的な在院期間は12カ月程度とのことでした。但し、11カ月収容されれば自動的に出院できるというものではなく、3級（おおむね2カ月）生活の仕方を理解するとともに、自己の



概要説明

問題点を見出し、自己改善への構えを持つ）、2級（おおむね6カ月）非行と向き合い反省を深め、自制心や協調性を育み、問題改善に取り組む、勤労の精神を養う）、1級（おおむね3カ月）再非行防止策を具体化し、主体的に行動する習慣を身に付け、実現可能な生活設計を立てる」と進級し、改善が認められれば出院が許可されます。

その進級に際しては、毎月全職員で少年一人ひとりに対して、項目毎に5段階評価を行い、全ての項目で規定以上の成績を修めなければ、次の段階には進めないシステムになっています。

学院では、以前に比べて復学や進学希望が増えてきており、在院中に勉強して、高卒認定試験を受けるケースが多くなっています。

また2015「平成27」年の少年院法の改正により、職業指導の内容も変更されて、クレーンやユニボなどの重機の資格取得からコンピュータサービス技能試験などの資格取得に向けた職業・教科指導の時間が増えていきます。

中村次長の説明の後、若い法務教官の案内で学院内の見学に移りました。展示してあった生徒の作品はどれも見応えのあるもので、中でも笠間の陶炎祭に出品された作品は、プロ顔負けの出来映えでした。学院内を歩いていると、その広さに驚きましたが、施設の老朽化も目に付きました。予算が削られているので、現場で生徒たちと向き合う法務教官の方々のご苦勞を伺うと、何とかならないものかとの思いを強くしました。

現在、在院生は47名。次の様な日課で、円滑な社会復帰を目指し、様々な教育プログラムに取り組んでいます。

7・00 起床・清掃
7・30 朝食・洗面
9・10 出寮・朝礼・日課

最初の部屋に戻り、質疑応答が行われ、最後に元木正志功労保護司が学院の方々への感謝と激励の言葉を述べられて、学院を辞去しました。



水府学院前で

こうして生徒たちの円滑な社会復帰を目指し、様々な教育プログラムが実施されており、その任に当たっているのが法務教官の方々です。案内をしてくれた法務教官の方は、人を導き、育てる職業に就きたいと思つて、法務教官を志望したそうです。生徒たちと年齢が近いので、生徒たちも気楽に話をしてくれるのが良いのですが、厳しさに欠ける面が出てしまうのが反省材料です、と話していました。生徒たちの変化も大きく、教育プログラムも新しくなるなど、法務教官の方々もご苦勞をされているようでした。

11・50 昼食・余暇
13・00 昼礼・日課
16・30 洗面・夕食・余暇
18・30 日記記入・計画学習
19・55 余暇（テレビ視聴等）
21・00 就寝

令和7年度 日帰り視察研修

期 日 令和7年6月30日（月）
場 所 水戸地方裁判所・水府学院
参加者 29名

水戸地方裁判所

土浦駅東口を8時15分に出発したバスは10時過ぎに、水戸市大町の水戸地方裁判所（略称は水戸地裁）に到着しました。

水戸地裁には、水戸市の本庁のほか、日立市・土浦市・龍ヶ崎市・行方市麻生・下妻市の5市に地方裁判所と家庭裁判所の支部が設置され、さらに本庁と5支部に加えて、笠間市・常陸太田市・石岡市・取手市・筑西市・下館・古河市の6市を加えた12市に簡易裁判所が設置されています。また水戸・土浦・下妻の3市には検察審査会も設置されています。

合議裁判（裁判官3人）は水戸本庁・土浦・下妻で、裁判員裁判は水戸本庁のみで行われています。



水戸地裁前で

水戸地裁では、総務課広報係の中根さんが説明してくれました。中根さんは、土浦市菅谷出身で、参加された中山千郷保護司のご子息と同級とのこと、くつろいだ雰囲気でお話を伺うことができました。

ビデオ視聴の後、わが国の裁判所制度、裁判所の種類、民事裁判・刑事裁判・行政訴訟など種々の裁判の違いなど、裁判全般の説明を受け、裁判所には裁判官だけでなく、私たちの権利と自由を守り、社会正義の実現のために尽力されている方々が、多数おられることに気付かされました。

次に裁判員制度のお話を伺いました。

裁判員制度は、2004「平成16」年5月21日「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、2009「平成21」年5月21日から開始されました。

裁判員制度とは、国民の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、3人の裁判官とともに、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを決める制度です。国民が刑事裁判に参加することにより、裁判が身近で分かりやすいものとなり、司法に対する国民の信頼の向上につながることを期待されています。

裁判員は、衆議院議員の選挙人名簿に登録された有権者の中から、くじにより無作為に選ばれます。2023「令和5」年からは、民法改正に伴い成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、18歳、19歳の人も裁判員に選ばれるようになりました。

実際に裁判員に選ばれる確率は、全国で1年あたり、全有権者の約16,600人に1人程度（約0.01%）。確率が高いのか低いのか、判断に迷うところですが、裁判員制度が始まってからこれまで、約12万人もの人が裁判員・補充裁判員として裁判に参加しているとのことでした。実際に裁判員を経験し

た人の声も紹介してくれましたが、96%の方が「よい経験」と感じたこと答えられており、意義あるものとして受け止められているようです。万一（実際は万一より低い確率ですが）、選ばれた場合には、心して務めたいと思います。

説明の後、廷内の案内をしていただき、幸運にも法廷内の見学もできました。皆さん、裁判官席、検事席、弁護士席と思いいきに腰を下ろしていましたが、さすがに被告席に座る方は居りませんでした。最後に、法衣が黒なのは、他の色に染まらないことを示しているとのことのお話を伺い、法のみに従う、司法の独立の尊さを噛みしめながら、法廷を後にしました。

水府学院

昼食は水戸市見和の「レストランイジマ」でいただきます。常陸牛がメインのレストランですが、予算の関係でステーキではなくハンバーグ。しかし十二分に常陸牛の美味しさを堪能できました。

14時、レストランを後にし、県道59号を下すること30分、北関東自動車道茨城町西インターチェンジ近く、茨城町駒渡の水府学院に到着しました。以前、その周囲は農場や牧場、原野でしたが、現在は高速道路が走り、工業団地が造成されています。

学院ではまず、中村次長が学院の概要説明をしてくださいました。

水府学院は、1940「昭和15」年に更生保護団体として設立された財団法人茨城農場が前身です。少年院としては、1947「昭和22」年に、東京少年院茨城農場の分院として開庁したのが始まりです。1951「昭和26」年に水府学院と改称し、翌1952「昭和27」年に本院に昇格し、現在に至っています。広さは東京ドームの3倍以上あり、その約半分を農場が占めています。

サポートセンターの活動状況

サポートセンター長 大森 雅之

土浦地区更生保護サポートセンター（略称「サポートセンター」、「サポセン」）は、2011「平成23」年7月に土浦市・かすみがうら市のご支援により茨城県内で最初に開設され、現在、土浦市中央2丁目の亀城プラザ2階に所在しています。

保護司の主な活動は、罪を犯した人達の立ち直りを支援する活動と地域における犯罪や非行を防止する活動です。サポートセンターは、保護司と保護司会とが、地域の関係機関・団体と連携しながら、更生保護活動を行うための拠点となっており、保護司会の事務所としての役割も担っています。サポートセンターでの活動は次の様なものが挙げられます。

○保護司の研修や会議（保護司会役員会・運営委員会等）

○更生保護女性会・土浦地区青少年を考える会・はす根の会・BBS会等の活動、研修

○犯罪非行に関する相談への対応

○保護観察対象者との面談

○情報の収集・発信・提供（今年度からホームページの開設）

○その他、サポートセンターで行うことが適当と思われる更生保護に関すること

令和6年度の活動状況は、保護司会の総会・役員会・各支部の打ち合わせや準備作業等の活動が一番多く133件、次に保護司会の活動に関わる事務作業が93件・社会を明るくする運動に関する事務作業が52件あり、その他合せ

て516件でした。これらの活動にかかわった保護司の延べ人数は447人を数えました。

また、滋賀県大津市における保護司殺人事件を受けて、法務省・保護観察所では保護司の自宅以外の面接場所の確保が喫緊の課題となる中、土浦市・かすみがうら市のご理解、ご協力により本年度から公共施設を面接場所として利用できるようになりました。因みに、令和6年度のサポートセンターでの面接利用状況は69件、延べ人数は136人に上っています。夕方・夜の利用はなく、午前中の利用が58件でしたが、今後、昼間だけでなく、夜間の利用も増えてくることと思います。

私たち保護司は一人ひとりが、それぞれ対象者を担当していますが、色々な悩み事や相談事も生じてきます。しかし、これは誰にでも話せるものではありませんので、同じ保護司仲間の存在は大きく、仲間が集まり、語り合えるサポートセンターの存在は有難く、貴重なものであると思います。

また、私たち保護司は、一人きりで活動するだけではありません。各保護司区ごとに保護司会が組織され、自分たちのできる範囲で助け合いながらボランティア活動を行っています。保護司会には、その目的達成のため、総務部会・研修部会・犯罪予防部会・協力組織部会・広報部会と賛助会担当が設けられ、保護司の皆さんは、そのいずれかに所属し、活動しています。サポートセンターは各支部の会議や研修、事務処理等の拠点としても利用されています。これからも、保護司会、関係機関・団体等をはじめ、地域社会の声を拾い上げ、地域に貢献できるサポートセンターでありたいと思っています。

あとがき

▼北風が吹き、寒さが増してくると空気が澄み、りんりんロードから日光連山が見えるようになります。土浦から常磐高速を越えると、正面にひととき高い男体山が姿を現します。▼男体山は勝道上人によつて開かれ、上人が784「延暦3」年に二荒山中宮祠と中禅寺を建立すると、男体山を信仰対象とする修験道の一大霊場となりました。▼筑波山も、延暦年間（782〜806）に法相宗の徳一法師が筑波山寺（のちに知足院中禅寺）を開き、本尊として筑波男神（伊弉諾尊）の本地仏である千手観音を安置すると、古くからの山岳信仰と併せて修験の霊場となり、神仏習合が進みました。▼その後、知足院中禅寺は天台宗を経て、真言宗に変わりましたが、筑波山は様々な宗派の寺院を数多く抱え、山全体が「即身成仏」、即ち生きながら仏になる修行道場となり、多くの修験者が集まり、山中の岩窟や滝で修行が行われていました。▼日本人は古くから山には神々が宿ると信じ、その神々を信仰する山岳信仰を持っていました。そのため山自体をご神体として拝み、山の中、つまりご神体の中に入つて修行することにより呪術的な能力（超自然的な能力・霊験をあらわしうる能力）が得られると信じてきました。これが修験道の始まりです。修験道の修行者（修験者）は山に伏して修行するので山伏とも呼ばれ、各地の霊山で修行を続けてきました。▼現在では、筑波山や男体山でも修験者に代わって、登山や山歩きを楽しむ人が多くなりましたが、山の神々を崇め、自然を大切にすることは忘れないで欲しいと思います。

（松井泰寿）

令和6年度
賛助会員募集状況について

更生保護協会は、非行や犯罪をした人たちが、罪を償い社会で立ち直ろうとするのを支援している更生保護ボランティアである保護司会、更生保護女性会、更生保護施設、BBS会、協力雇用主などに対し活動資金の助成、及び保護司のための研修教材としての「更生保護」誌を毎月発行・配布、保護司を対象とした研修への講師派遣などを行っています。

また、毎年7月に法務省が主唱する「社会を明るくする運動」強調月間に関係機関・団体と協力し、非行や犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会づくりのための広報啓発活動用としてのポスター、リーフレット等の作成、配布も行っています。

令和6年度、土浦保護区におきましては、多数の皆様のご支援・ご協力をいただきました。ありがとうございます。

賛助会員

足立 昇様
松井 幹美様
塚崎 雅之様
雅電設(株)

浄土宗 高翁寺

根本 健司様

(宗)善應寺

代表役員

海老原英夫様

高野工業(株)

(代)

大越 真樹様

土浦南ロータリークラブ会長

高野 竜也様

完賀 浩光様

井坂 雄祐様

栗山香代子様

石毛 一美様

小勝 博司様

川井 義久様

塚田 愛子様

福永 龍弘様

湯原 豊様

小林 隆成様

高野 淑美様

塚原 順子様

高野 淑美様

高野 淑美様

高野 淑美様

高野 淑美様

高野 淑美様

高野 淑美様

高野 淑美様

高野 淑美様

高野 淑美様

高野 淑美様

高野 淑美様

厚仁堂薬局

陣内 秀喜様

円明院

照沼 隆興様

グリーンヒル千代田

大山 保教様

(有)大山商事

(代)

(株)イズミヤ

三協精機

(株)三協精機

(代)

(株)齊藤建設

水郷つくば農業協同組合

代表理事組合長

池田 正様

(社福)めぐみ愛育会

理事長 佐野 欣一様

理事長 佐野 欣一様

水戸信用金庫つくば支店

支店長 塙 英幸様

水戸信用金庫土浦支店

上谷 一徳様

宮崎 クリニック

宮崎 三弘様

(株)坂田園芸

(代)

神宮寺

宝積寺

(宗)法雲寺

(株)にいり造園

渡邊 正俊様

野口 敬一様

出沼 正美様

山本嘉代子様

来栖運送(株)

(代)

来栖 孝様

小勝 貞郎様

三和工事(株)

(代)

金井 義光様

観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が、刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。このような保護司は、全国に約4万7,000人います。

保護司の職務
保護司は保護観察官と協力して、保護観察を受けている人の立ち直りを支援する「処遇活動」と、地域の方々に立ち直り支援への理解と協力を求める「地域活動」の2つの活動を主に行っています。加えて保護司としての資質向上を目的とする「研修」を受けています。なお、活動に応じて実費弁償が支給されます。

①保護観察
月に2〜3回程度、保護観察対象者を自宅に招くなどして面接を行い、保護観察中の約束事や生活の指針を守るよう指導するほか、就労の援助、本人の悩みに対する相談等を行い、毎月保護観察所に報告書を提出します。

②生活環境調整
矯正施設に収容されている人が釈放されたときに、更生に適した環境で生活ができるよう、収容中から帰住先の調査や引受人との話し合い、就職先等の調整を行うなどし、必要な受け入れ態勢を整えます。

(2) 地域活動(保護司会活動)

① 犯罪防止活動

犯罪や非行のない地域社会を築くため、毎年7月を強調月間として、「社会を明るくする運動」を行っています。地域の特性に応じた、挨拶運動やデジタルツールを活用した啓発活動などを行い、再犯を防止することの大切さや更生保護の活動を推進しています。

②関係機関との連携等
保護司は、地域で住民集会を開いたり、学校等と連携するなどして、更生保護や立ち直り、保護司への理解・協力を求めるだけでなく、保護司であるがゆえに地域の様々な機関・団体と連携して活動するなど、地域社会の安全・安心のために様々な形で貢献しています。

(法務省ホームページより)

退任挨拶(令和7年6月30日付)
久家 健一(都和中地区)

今般、持病の悪化等により、今後における保護司活動にも支障を来すおそれがあると判断し、保護司辞任という苦渋の決断をいたしました。途半ばでの退任は、不本意で誠に残念至極であります。

退任に際しましては、水戸保護観察所並びに土浦地区保護司会の皆様方に多大なご迷惑とご心配をおかけし、衷心よりお詫び申し上げます。

在任中は、何かと皆様のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

結びに、水戸保護観察所並びに土浦地区保護司会の皆様方のますますのご健勝とご活躍を祈念申し上げ、退任のご挨拶とさせていただきます。